

# 令和5年度事業計画書

埼玉県の刑法犯総数は、平成16年の約18万1,000件をピークに17年連続で減少していたが、令和4年中における刑法犯総数は41,983件（前年比+1,817件）で、18年振りに増加に転じるとともに、振り込め詐欺等特殊詐欺被害の認知件数も、1,387件と前年比で305件、被害金額も約4億3千万円増加するなど、予断を許さない情勢である。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、パトロール活動や見守り活動も新しい生活様式に沿った行動が求められ、これまで犯罪抑止に大きな貢献をしてきた防犯ボランティア活動も、少子高齢化の進展、地域との関わり合いの希薄化など社会情勢の変化により、これまでの自主防犯活動を継続させていくことが難しくなりつつあるなど、安全で安心な地域社会実現の道筋には、いまだ克服すべき課題も多い。

令和5年度は、ポストコロナの始点になると予想され、活動制限のないコロナ以前の日常生活を取り戻しつつあるその潮流を踏まえ、地域における防犯意識の向上に向け、地域の実情や課題を的確に捉え、県警察及び関係各機関団体との質の高い連携と分担を模索し、より実効性の高い事業を展開していくこととする。

## 1 会議

### (1) 理事会の開催

5月19日（金）に令和5年度第1回理事会を開催し、事業報告及び決算報告等、通常総会の開催に関する審議を行うほか、翌年3月に予定する第2回理事会において、次年度の収支予算及び事業計画等にかかる審議を行う。

### (2) 総会の開催

6月9日（金）に令和5年度通常総会を開催する。

### (3) 会議等への参加

ア（公財）全国防犯協会連合会及び関東防犯協会連絡協議会の総会、全国専務理事・事務局長会議、風俗環境浄化事業運営管理者全国会議等の研修会に参加する。

イ 埼玉県防犯のまちづくり推進会議を始め、安全な地域社会の実現を目指して活動する団体の会議等に積極的に参加し、効果的な連携を図る。

## 2 防犯思想の普及・高揚事業

### (1) 地域安全活動の推進

ア 安全で安心な地域社会を実現するため、秋季に警察庁及び全国防犯協会連合会が主催する全国地域安全運動に呼応し、県民に身近な犯罪の撲滅に向け、各地区防犯協会、県警察、埼玉県を始めとする関係機関団体と緊密に連携し、県内地域ごとの治安情勢に応じた地域安全活動を展開する。

(7) 全国地域安全運動中央大会への参加

都内において、9月に開催予定の「全国地域安全運動中央大会」に本県の地域安全功労受賞者・団体とともに参加し、地域安全活動を支える防犯ボランティアの更なる意識高揚等に努める。

(4) 防犯のまちづくり県民大会の開催

10月16日(月)、さいたま市浦和区所在の埼玉会館において、当協会、埼玉県及び県警察の共催により、全国地域安全運動に連動した「埼玉県防犯のまちづくり県民大会」を開催し、安全で安心な地域社会づくりの気運を醸成するとともに、全国地域安全運動用ポスターを始め各種媒体により、広く県民への周知を図り、自主防犯意識の更なる高揚に努める。

イ 各地区大会に対する支援

全国地域安全運動に連動して、各地区防犯協会、各警察署及び市町村の共催で開催される「防犯のまちづくり地区大会」に際し、各種広報資料及び広報啓発品の提供等を通じ、地区大会を支援する。

ウ 春季における地域安全活動週間における支援

入学・卒業、入社時期に合わせ、新入学児童・生徒や新たに社会人となった女性等を対象とし、犯罪被害防止対策等の広報・指導啓発活動を推進する。

エ 地域安全活動の強化

地区防犯協会、防犯ボランティア、関係機関団体と連携し、防犯パトロール等地域安全活動を促進し、各警察署が取り組む犯罪抑止・検挙活動を支援するとともに、各種広報媒体を広く活用し、地域安全運動の趣旨や重点等を周知して、自主防犯意識の高揚に努める。

(2) 防犯思想の広報・啓発活動の推進

ア 機関紙「地域安全ニュース BOUHAN」による広報・啓発活動

地域安全情報や各地区防犯ボランティアの活動状況等を掲載し、各地区協会等を通じて配布し、広く犯罪防止や防犯ボランティア活動への参加を呼びかけ、県民の自主防犯意識の高揚に努める。

イ ホームページによる広報・啓発活動

当協会ホームページを効果的に活用し、地域の犯罪情勢や防犯の知識を始め、防犯ボランティア団体の活動等の紹介など、本県の特性を捉えた広報・啓発活動を推進する。

ウ 防犯広報パンフレット、チラシ等の作成・配布

各地区防犯協会の防犯キャンペーン等において使用する広報用パンフレット、チラシ、防犯グッズ等を適宜作成し提供する。

また、通勤、通学時の痴漢被害防止のため、痴漢被害防止啓発品等を提供して、埼玉県鉄道痴漢犯罪防止連絡協議会が行う痴漢被害防止キャンペーンを支援する。

エ 防犯啓発映像ライブラリーの充実

振り込め詐欺被害防止、少年非行防止、薬物乱用防止、SNSの正しい利用その他各種犯罪防止に関する啓発用DVDの要望や使用頻度に応じて計画的に整備し、地区防犯協会や県民に無料で貸出し、広報、啓発活動を促進する。

オ 各種メディアを活用した広報活動

県警察、県など関係機関と連携し、テレビ、ラジオ、新聞など各種広報媒体の協力を得て、振り込め詐欺等特殊詐欺被害防止活動を始めとした各種犯罪の防止広報を推進する。

カ 犯罪・防犯情報ツールを活用した広報活動

県警察等と協力し、啓発動画を作成するなど、埼玉県警察公式チャンネル(YouTube)、Twitter、Facebook等を活用した広報を実施する。

3 犯罪の予防及び検挙活動に対する協力・援助事業

(1) 特殊詐欺被害防止活動への支援

ア 振り込め詐欺等特殊被害防止活動を推進する機関・団体と連携し、各種広報用資料を作成、配布して被害防止活動を支援する。

イ 地域指定訪問防犯指導に対する支援

県警察が、地域を指定し、地元自治会や防犯ボランティアと行う高齢者宅訪問防犯指導の際に活用できるよう、高齢者に特化した防犯広報資料を作成し、訪問指導を支援する。

ウ 特殊詐欺被害防止機器の設置

(公財)全国防犯協会連合会が行う優良防犯電話設置事業を活用し、自動録音警告機等を整備し、県警察と連携して同機器を高齢者等被害に遭いやすい対象者宅に設置するとともに、特殊詐欺被害防止機器の設置促進のための広報啓発活動を継続的に進め、特殊詐欺被害防止に取り組む。

(2) 自転車盗防止活動の推進

刑法犯総数の増加要因である自転車盗被害を抑え込むため、一般社団法人埼玉県自転車防犯協会と提携し、自転車防犯登録の広報、街頭キャンペーン等を実施するとともに、ダブルロックの徹底や保管場所の留意など、被害防止啓発活動に取り組む。

(3) 街頭犯罪等被害防止活動への支援

女性・高齢者の被害が多い、ひったくりや痴漢等の街頭犯罪及び子どもに対する声掛け事案の被害防止を図るため、各種キャンペーンへの派遣、DVD等映像資料の貸出し、広報パンフレット、チラシ等の作製・配布を通じて、これら犯罪等に対する被害防止活動を推進する。

(4) 万引き防止に向けた犯罪防止活動への支援

刑法犯総数の約1割を占めていることなどを踏まえ、万引き防止官民合同会議、販売防犯連絡協議会等と連携し、万引き犯罪の総量を抑止するための意識高揚を図る。

(5) 薬物乱用防止対策への協力・支援

大麻事犯が若年層を中心に乱用が拡大するなど、SNSなどを通じて簡単に入手できる環境が身近にある現状を踏まえ、覚せい剤、大麻等薬物事犯の防止に向けた広報・啓発活動を推進する。

(6) 盗品流通防止活動と古物標識等の普及促進

古物商に対する適正な営業を促すとともに、盗品等の流入防止に対する意識を高めるため、古物標識等の表示義務と併せ、広報・啓発活動を推進する。

(7) 暴力団や不法滞在外国人排除への協力

風俗営業所管理者講習及び風俗営業許可調査の実施時において、管理者等に対し、暴力団及び不法滞在外国人の雇用等に関する指導・啓発を推進する。

(8) SNSを利用した犯罪等被害防止活動の推進

青少年等に対し、SNSの利用に関する防犯意識の醸成を図るため、埼玉サイバーセキュリティ推進会議等と連携し、各種媒体を積極的に活用するとともに、防犯講習やキャンペーン等を通じ、SNSの正しい利用方法の啓発に努める。

4 防犯団体相互の連携及び団体への協力・支援事業

(1) 地区防犯協会職員連絡会議の開催

効果的な地域安全活動を推進するため、地区防犯協会職員連絡会議を開催して、当協会及び各地区防犯協会間の縦横の繋がりを一層強化し、情報の共有や課題の克服に取り組む。

(2) 防犯ボランティア地域交流会等の開催

防犯ボランティア活動の活性化を図るため、防犯ボランティアの活動事例発表、課題討論、ワークショップ、専門家の講演等を通じ、防犯ボランティアリーダーを対象とした研修会や地域交流会を開催する。

(3) 防犯ボランティアの育成と支援

ア 防犯ボランティアの裾野の拡大

防犯ボランティア活動のコアとなる地域防犯推進委員の育成と並行し、いわゆるウォーキングパトロールやわんわんパトロール等日常の生活行動に付随して行うことのできる防犯ボランティア活動を奨励・支援し、裾野の拡大に努める。

イ 持続可能なボランティア活動基盤の構築

学生防犯ボランティアのクリッパーズやピアーズ等を対象とした研修、委嘱、表彰等を通じ、その活動を積極的に支援し、次世代防犯ボランティアの育成を図るとともに、自主防犯活動の研修等を通じ、ボランティア人材確保を図り、持続可能な循環構造の構築に取り組む。

また、地元企業に対し地域社会への貢献活動を促し、防犯ボランティア活動への参画や支援を促進する。

- (4) 青色回転灯付防犯パトロール車の整備  
（公財）全国防犯協会連合会の行う整備事業を活用し、青色回転灯付防犯パトロール車の確保・整備に努め、計画的に地区防犯協会に配置する。
- (5) 防犯啓発資料等の紹介及び防犯活動の支援  
地区防犯協会を通じて、防犯手帳、防犯活動マニュアル等啓発資料を紹介するとともに、各種広報啓発用資料等を自主防犯団体に提供するなど、その活動を支援する。

## 5 防犯功労者等の表彰事業

- (1) 全国防犯協会連合会表彰  
警察庁長官、全国防犯協会連合会長の連名による防犯功労者等表彰に関し、適任者の推薦を通じ、的確な表彰上申に努める。
- (2) 関東防犯協会連絡協議会表彰  
関東管区警察局長、関東防犯協会連絡協議会長の連名による防犯功労者等表彰に関し、適任者の推薦を通じ、的確な表彰上申に努める。
- (3) 埼玉県防犯協会連合会表彰  
埼玉県警察本部長、当協会会長の連名による防犯功労者等表彰に関し、各地区防犯協会からの表彰上申に基づき、個人、団体の表彰を行う。
- (4) 防犯ポスターコンクールの実施及び入選者の表彰  
子どもたちを中心に、まちの安全安心や自主防犯活動に関心を持ってもらうため、県内の小学校、中学校、高校、一般を対象に広く防犯ポスターを募集し、その入選者を「埼玉県防犯のまちづくり県民大会」において表彰するとともに、ホームページに掲載し賞揚する。  
また、入選作品は、公共の場所に展示するとともに、防犯ポスターや広報資料の図案として採用し、啓発活動に活用する。

## 6 風俗環境浄化に関する事業

- (1) 風俗営業所管理者講習  
埼玉県公安委員会から委託を受けて行う管理者講習において、適正営業とともに、暴力排除並びに外国人不法滞在者の雇用排除などについて指導・啓発し、善良な風俗の保持と風俗環境の浄化に努める。なお、令和5年度は4・5号(マーチャン店、ゲームセンター)営業が受講対象となることから、受講率の向上に努め適法営業の浸透を図る。
- (2) 風俗営業許可申請書等の調査  
埼玉県公安委員会から委託を受けて行う風俗営業許可申請等の調査において、的確な調査を通じ、不適合営業所を排除して善良な風俗の保持と風俗環境の浄化に努める。
- (3) 風俗環境に関する苦情の処理  
風俗営業に関する苦情の処理について、当協会事務局に設置した「風俗環境困りごと等相談所」において、常設の相談受理体制を整備し、受理した相談については、県警察

及び関係警察署と連携して適切に対応する。

(4) 少年指導委員の活動に対する支援

少年指導委員の風俗営業所への立入りに関し、風俗営業所管理者講習及び風俗営業許可申請等の現場調査の際に説明し、理解と協力を要請して、少年指導委員の活動を支援する。

(5) 少年の非行防止活動に対する協力・支援

ア 少年非行防止ボランティア大会の開催への支援

埼玉県少年非行防止ボランティアの一層の活性化を目的に、「少年非行防止ボランティア大会」を後援して、少年の健全育成活動を支援する。

イ 青少年の非行・被害防止全国強調月間への協力

青少年の非行・被害防止全国強調月間に際し、地区防犯協会と連携して、各種広報活動を支援する。

ウ 少年健全育成に対する支援活動の推進

県警察の少年非行防止指導班「あおぞら」が県内の小、中、高等学校に対して行っている少年非行防止教室に対する支援活動を推進する。

7 風俗環境浄化に関する広報・啓発活動事業

(1) 風俗営業所管理者講習における広報・啓発

ア 啓発資料の作成・配布

風俗営業所管理者講習において、風俗営業管理者ハンドブック等の啓発資料を作成・配布し、風俗営業所管理者として行うべき業務の内容等を中心に指導・教養を行い、善良な風俗の保持と風俗環境の浄化について啓発する。

イ 遵法意識の啓発

不法滞在外国人の雇用排除、年少者雇用の禁止など、善良な風俗の保持と風俗環境の浄化について、理解を促進し、管理者に対する遵法意識を醸成する。

(2) 風俗営業許可申請に伴う調査における広報・啓発

風俗営業許可申請時の現場調査において、少年の健全育成を阻害する行為の防止及び少年指導委員の立入りに対する協力等を要請するとともに、風俗環境の浄化について、広報・啓発する。

(3) 風俗営業許可申請書等の普及啓発

風俗営業許可申請書類様式等の斡旋、交付に際し、適正な書類の作成指導等を行うなど、各種風俗営業許可申請における正確かつ円滑な許認可事務に資するよう努める。

(4) 業界団体に対する適正営業の普及・啓発

風俗営業許可業者に係る業界団体の総会、理事会等の場等において、適正営業を通じた善良な風俗の保持と風俗環境の浄化について、積極的に広報・啓発する。